福岡県個人情報保護審議会 会長 小林 登 様

福岡県知事

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における 対応について(諮問)

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規程については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるため、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、福岡県個人情報保護条例第51条第2項第3号の規定に基づき、次の項目 における対応の方向性について諮問します。

・ 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び 条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

## 検討項目一覧表

検討項目	現条例	概  要
条例要配慮個人情報(法第60条第5項)	第3条 第3項	・改正法では、本人に対する不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定。 ・上記に加えて、地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報として「条例要配慮個人情報」を条例で定めることも可能。

<sup>※</sup>その他の検討項目が生じた場合は、今回の諮問における検討事案として随時審議を行う。

福岡県知事殿

福岡県個人情報保護審議会 会長 小 林 登

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における 対応について(答申案)

令和4年9月28日4広第1213号により諮問のあった、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

項目	条例要配慮個人情報	関連条文	改正法	60条5項		
	宋 例 安 印 思 他 八 明 和		現条例	3条3項		
	・改正法では、本人に対する不利益が生じないように取扱いに特に配慮					
概要	を要する記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定。					
	・上記に加えて、地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報として条					
	例要配慮個人情報を条例で定めることが可能					
検討事項	・条例要配慮個人情報の追加が必要か					
	・同和地区の所在地に関する記述が含まれる個人情報については、上記					
審議会の結論	に鑑み、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよ					
	うにその取扱いに特に配慮を	と要するもの	として、「多	条例要配慮個人情		
	報」を規定することが適切と判断する。					